



令和5年度

第1回

副産物公売のご案内

入札日 令和5年7月21日(金)

入札開始 13時30分

入札締切後即時開札

入札場所 福島森林管理署入札室

| 樹種 | 物件数 | 材積 (m ³) |
|--------|-----|----------------------|
| 低質材N外2 | 1 | 159.618 |
| 合計 | 1 | 159.618 |

〒960-8055

福島県福島市野田町7-10-4

福島森林管理署

TEL 024-535-0121

公 売 公 告

令和5年7月3日
分任契約担当官
福島森林管理署長 高木 鉄哉

下記のとおり副産物の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

- 1 入札及び開札の日時
令和5年7月21日（金）
入札開始 13時30分 締切後即時開札
- 2 入札及び開札の場所
福島森林管理署 入札室
- 3 郵便入札
認めます。
 - (1) 送付場所 〒960-8055
福島県福島市野田町7-10-4
福島森林管理署
 - (2) 到着期限 7月20日（木） 午後5時00分必着。
*郵便入札の到着期限を入札前日の営業日としているのでご注意ください。
上記の期限以後、到着したものは、無効とします。
 - (3) その他留意事項
封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「副産物公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。
- 4 入札物件
次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。
 - (1) 売払番号
 - (2) 物件所在地
 - (3) 産物の種類及び数量
- 5 入札参加者の資格
令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。
但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。
 - (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- 6 入札保証金
免除します。
但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金
免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。
なお、契約締結以降、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」(別紙1-2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

1 0 契約の成立及び締結期限

- (1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。
- (2) 契約の締結は、**令和5年7月27日(木)**までとします。

1 1 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

指定期限までに代金又は延納担保を納付しないときは、期限満了の翌日から納付の日までの日数につき年利率14.60%の割合で違約金を納めて下さい。

1 2 代金の延納

- (1) 1件の売払契約代金が60万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定めるところにより認めます。**(年利1.00%)**

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金 = (契約代金 × 延納期間 × 延納利率) ÷ 365日

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、6ヶ月以内とします。

1 3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を福島森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。

- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を福島森林管理署長に提出して下さい。

1 4 搬出期間

搬出期間は、90日 とします。

なお、搬出期限内に物件の搬出を終わらないときは、期間満了前に搬出延期の申請をして下さい。搬出延期の申請をしないときは、期間満了の搬出未済物件は棄権したものと国に帰属します。

搬出延期をする場合は、搬出延期料として延期期間1日につき売払代金の1,000分の1に相当する金額を納めて下さい。

15 各規程等の閲覧場所

(1) 販売物件明細書、契約書（案）

ア 販売物件明細書：福島森林管理署又は、福島森林管理署ホームページで閲覧してください。

イ 契約書（案）：福島森林管理署で閲覧して下さい。

福島森林管理署ホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/hukusima/index.html>

(2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、森林放射性物質汚染対策センター（福島森林管理署1階）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

16 その他留意事項

(1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」別紙3)に同意したものとします。

(2) 発電用バイオマス証明は、売買契約書への記載をもって証明します。

(3) 物件を運搬する車両が林道等を支障なく通行できるか確認のうえ入札してください。

(4) 待避所を含め公道での積み替えは危険なためご遠慮ください。

(5) 納入告知書は、財務省会計センターで一括発行し、本人に直接送付されます。到着までに相当の日数を要する場合がありますので、材の引き取りを急ぐ場合は契約を早めにしていただくようお願いいたします。

(6) 入札結果は、福島森林管理署ホームページに7月25日（火）の8：00より公表予定です。

なお、入札参加者に対しては、入札執行後に結果を通知します。

(7) 本物件は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」（平成26年12月17日付け福島県農林水産部森林整備課）に準拠し、事前に空間放射線量率及び樹皮の放射性物質濃度の測定を実施し、 $0.5\mu\text{Sv/h}$ 以下であること、また、推定樹皮の放射線物質濃度が $6,400\text{Bq/kg}$ 以下であることを確認しています。

なお、測定結果については別紙4に示すとおりです。

(8) 林道が田村市との併用林道であるため、作業着手前に、田村市都路行政局に伺い入林することを連絡して下さい。また、林道の起点側、終点側等に、「作業中」等の看板を設置し、一般車両に注意喚起するよう対策して下さい。

17 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

森林放射性物質汚染対策センター（福島森林管理署1階）

電話番号 024-536-6556

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

現地案内について

現地案内を下記の日程により行いますので、御希望の方は時間までに御参集下さい。なお、お尋ねの点がございましたら当森林放射性物質汚染対策センターにご連絡お願い致します。

| 物件番号 | 案内日時 | 集合場所 | 案内者 |
|------|----------------------|--------------------|---|
| 1号 | 7月14日(金) 午前10時30分 | 日本標準時電波時計塔前 駐車場 | 森林放射性物質 汚染対策センター TEL 024-536-6556 携帯 080-5540-5679 |

※現地案内図については下記のとおり。



公売物件一覧表

公売年度：令和5年度 公売回数：1 公売実施年月日：令和5年7月21日（金）

福島森林管理署

| 入札 番号 | 物件所在地 | 生産地 | 代表樹種 | 林齢 | 長級(m) | 径級(cm) | 本数 | 材積(m3) | 樅番号 | 備考 |
|----------|--------|-----------|--------|----|-------|--------|----|---------|-----|------------------------------|
| 1 | 田村市都路町 | 南向 国有林 | 低質材N外2 | - | 2.00 | - | - | 159.618 | 1 | 「本物件は、全て間伐材等由来の バイオマスである」 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | - | 159.618 | | |

強梨土場販売物件配置図



| 番号 | 桧番号 | 樹種 | 材積(m3) | 備考 |
|----|-----|-------|---------|------|
| 1 | 1 | 低質材N | 24.680 | スギ |
| 2 | | 低質材N | 13.475 | スギ |
| 3 | | 低質材アカ | 9.687 | |
| 4 | | 低質材アカ | 6.819 | |
| 5 | | 低質材N | 20.929 | ヒノキ |
| 6 | | 低質材N | 6.244 | ヒノキ |
| 7 | | 低質材アカ | 4.196 | |
| 8 | | 低質材L | 15.053 | |
| 9 | | 低質材N | 40.068 | スギ |
| 10 | | 低質材アカ | 17.142 | |
| 11 | | 低質材N | 1.325 | カラマツ |
| 合計 | | | 159.618 | |

* * 販売物件明細書 * *

関東森林管理局
福島森林管理署

(単位：長級 m, 経級 cm, 材積 m³)

| | | |
|------|------|------|
| 公売年度 | 公売回数 | 入札番号 |
| 5 | 001 | 001 |

| 物件所在地 | 産地 | 樹種 | 林齢 | 材の区分 | 長級 | 経級 | 品等 | 本数 | 材積 | 単材積 | 摘要 | |
|-------|-----------|------------|----|------|------|-----|----|-------|---------|---------|---|--|
| 強梨土場 | 南向 国有林 | 低質材N 外2 | | 低質材 | 2.00 | 0~0 | | - | 159.618 | | 材積、樹種の内訳については 下写真の桧位置番号(1~1 1)参照。 | |
| | | | | | | | | 樹種計 | - | 159.618 | | |
| | | | | | | | | 桧計 | - | 159.618 | | |
| | | | | | | | | 評定番号計 | - | 159.618 | | |

| 入札番号 | 入札枚数 | 順位 | 氏名 | 金額 | 順位 | 氏名 | 金額 | 順位 | 氏名 | 金額 |
|------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 初 | 3 | | | 2 | | | 1 | | |
| | 再 | 3 | | | 2 | | | 1 | | |

桧位置番号：1
樹種：低質材N
材積：24.680m³

桧位置番号：2
樹種：低質材N
材積13.475m³

桧位置番号：3
樹種：低質材ア力
材積：9.687m³



桧位置番号：4
樹種：低質材ア力
材積：6.819m³

桧位置番号：5
樹種：低質材N
材積：20.929m³

桧位置番号：6
樹種：低質材N
材積：6.244m³



桧位置番号：7
樹種：低質材ア力
材積：4.196m³

桧位置番号：8
樹種：低質材L
材積：15.053m³

桧位置番号：9
樹種：低質材ア力
材積：40.068m³



椋位置番号：10
樹種：低質材N
材積：17.142m³

椋位置番号：11
樹種：低質材N
材積：1.325m³



委 任 状 (記載例)

代理人氏名 ○○ ○○

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入 札 年 月 日 令和○年○月○日
- 2 件 名 令和5年度第1回副産物公売
- 3 入札に関する一切の件

令和○年○月○日
【↑入札日を記載】

住所 ○○県○○市○○ 1-2-3
商号又は名称 株式会社 ○○
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

分任契約担当官
福島森林管理署長
○○ ○○ 殿

注意：代理人が入札を行う場合、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする委任状（別紙1-2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、委任状（別紙1-2）は、署等ごとに提出する必要があります。

委 任 状 (記載例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札及び見積もりに関する件

2 委 任 期 間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

【入札日から当該年度の末日を記載】

令和〇年〇月〇日

【↑入札日を記載】

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3

商号又は名称 株式会社 〇〇

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

分任契約担当官

福島森林管理署長

〇〇 〇〇 殿

入札書

入札番号 第 号

| | | | | | | | | |
|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|----|----|----|---|---|---|---|---|

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
福島森林管理署長 殿

(入札者)
住 所
商号又は名称
代表者氏名

(代理人)
氏 名

----- <切り取り線> ----- 第 番札
↑切り取って入札して下さい。
必要部数をコピーして下さい。

【記載例】 入札書

入札番号 第 1 号

| | | | | | | | | |
|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | ¥ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
【↑表紙の入札日を記載】

分任契約担当官
福島森林管理署長 殿

(入札者)
住 所 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
商号又は名称 株式会社 〇〇
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(代理人) 【委任状提出の場合は代理人の氏名】
氏 名 〇〇 〇〇

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又は、この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、及び生年月日の一覧表）を警察に提出することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

生産箇所空間線量率

| 林小班 | ① 空間線量率 (μ Sv/h) | ② 樹皮の放射性物質濃度 (Bq/kg) | ③ 測定日 | 備 考 |
|-------|--------------------------|---|---------------|---------|
| 260L2 | 0.35 | 2,907本測定 最大値:5,356 最小値:46 平均:915 | 令和4年 12月7日 | 測定点数:9点 |
| | | | | |

※1 空間放射線量率は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」に準拠し測定しています。

※2 樹皮の放射性物質濃度は、別紙4-1測定結果のとおり測定しています。